

## 別表1 (第2条第4号ア関係)

### コンクリートブロック塀の場合

安全性の確認項目		基準
1	塀の高さ	地盤から 2.2m以下である。
2	塀の厚さ	10 c m以上である。 (2 m超 2.2m以下の場合は、15 c m以上である)
3	控え壁	【塀の高さが 1.2m超の場合のみ】 塀の長さが 3.4m以下ごとに、塀の高さの 1/5 以上突出した控え壁がある。
4	基礎	コンクリートの基礎がある。
5	塀の健全性	塀に傾きやひび割れがない。
※上記 1～5 の全ての項目において基準を満たす場合のみ、次の項目について、基準を満たしているか確認する。		
6	鉄筋	本項目の基準を確認できる図面がある。
		※以下の基準は、図面がある場合のみ確認する。
		塀の中に直径 9 mm以上の鉄筋が、縦横とも 80 c m間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部及び基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けがされている。
		【塀の高さが 1.2m超の場合のみ】 基礎の根入れ深さが 30 c m以上である。

### 組積造 (れんが塀や石積塀等) の場合

安全性の確認項目		基準
1	塀の高さ	地盤から 1.2m以下である。
2	塀の厚さ	十分である。
3	控え壁	塀の長さが 4 m以下ごとに、塀の厚さの 1.5 倍以上突出した控え壁がある。
4	基礎	基礎がある。
5	塀の健全性	塀に傾きやひび割れがない。
※上記 1～5 の全ての項目において基準を満たす場合のみ、次の項目について、基準を満たしているか確認する。		
6	基礎の根入れ深さ	本項目の基準を確認できる図面がある。
		※以下の基準は、図面がある場合のみ確認する。
		20 c m以上である。

※ コンクリートブロック塀及び組積造の塀以外のブロック塀等については、上表に準じて安全性を確認すること。

**別表 2 (第 3 条第 2 項関係)**

補助対象項目		単位	補助限度額単価
第 2 条第 4 号アに規定するブロック塀等の撤去	基礎撤去 有	m	24,900 円
	基礎撤去 無	m	12,200 円
第 2 条第 4 号イに規定する軽量フェンス等の新設	基礎 新設	m	48,000 円
	基礎 再利用	m	44,900 円

別表3 様式一覧

補助金交付申請書	様式1	
補助事業者一覧	様式1-2	・補助事業者が複数の場合のみ
委任状（代表申請者を除く全員）	様式1-3	・補助事業者が複数の場合のみ 代表申請者を除く全員の委任状が必要
補助事業者がブロック塀等の所有権を有する者の配偶者又は一親等内の親族であることを証する公の書類		・補助事業者がブロック塀等の所有権を有する者の配偶者又は一親等内の親族である場合は、そのことを証する公の書類を添付すること
承諾書		・補助事業者がブロック塀等の所有権を有する者の配偶者又は一親等内の親族である場合のみ
付近見取り図		・撤去するブロック塀等又は新設する軽量フェンス等が面する道路等の位置を示すこと
ブロック塀等の安全性チェックリスト	様式1-4	・コンクリートブロック塀、組積造（れんが塀、石積塀等）の塀を撤去する場合のみ
ブロック塀等の安全性の確認ができないことを証明する書類		・上記以外の塀を撤去する場合のみ
ブロック塀等の撤去図		・ブロック塀等を撤去する場合のみ
軽量フェンス等の新設計画図		・軽量フェンス等を新設する場合のみ 幅員が4m未満の基準法道路に面する場合、道路中心線及び幅員を明記すること。なお、建築基準法第42条第2項に規定する道路においては、近隣の土地所有者と道路中心線について事前に確認すること。

道路中心線及び現況幅員に関する書類 (道路境界明示書・官民境界明示書等)		・幅員が4 m未満の基準法道路に面するブロック塀等を道路の地盤面まで撤去しない場合又は幅員が4 m未満の基準法道路に面して軽量フェンス等を新設する場合のみ
現況写真及び撮影方向位置図		・2方向程度
申請額内訳書	様式1-5	
見積書	様式1-6	・必要事項が記入されている場合は様式によらずともよい
誓約書	様式1-7	
工事に未着手であることを証する書類		・第4条第1項ただし書に基づき補助金交付申請を行う場合
その他申請に必要と認める書類		
補助金交付決定通知書	様式2	
補助金不交付決定通知書	様式3	
補助金交付申請取下書	様式4	
補助金交付申請取下承認通知書	様式4-2	
工事着手届	様式2-2	・要綱第7条第2項又は第3項の規定により工事着手した場合のみ
補助金変更承認申請書	様式5	
申請額内訳書	様式1-5	
変更承認に必要な書類等(変更内容が確認できる書類等)		
当該変更部分の工事に未着手であることを証する書類		・第8条第1項イに基づき補助金変更承認申請を行う場合
その他申請に必要と認める書類		
補助金変更承認通知書	様式6	

補助金中止・廃止承認申請書	様式 7	
補助金中止・廃止承認通知書	様式 8	
不承認通知書	様式 9	
補助金交付決定取消通知書	様式 10	
補助金完了報告書	様式 11	
工事請負契約書の写し		・補助事業者が工事契約していることが確認できる工事契約書等の写しを添付すること
補助事業完成図		・軽量フェンス等の新設を行う場合のみ
完成写真及び撮影方向位置図		
工事費の支払いを証明する書類（領収書の写し及びその他支払いを証明する書類） 又は 領収書等遅延理由書・契約書等の写し・請求書の写し	様式 11-2	・領収書等遅延理由書を提出する場合、補助金請求の際に工事費の支払いを証明する書類（領収書の写し及びその他支払いを証明する書類）を添付すること
その他報告に必要と認める書類		
補助金額確定通知書	様式 12	
請求書		
工事費の支払いを証明する書類（領収書の写し及びその他支払いを証明する書類）		・補助金完了報告の際に領収書等遅延理由書を提出した場合のみ
その他申請に必要と認める書類		
補助金返還請求書	様式 13	
補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書	様式 14	

※ 原本の写しの提出を可とする。ただし、当該書類に疑義が生じた場合はその原本の提示を求めることがある。なお、写しと表記があるものについては、写しのみとする。